



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブロッコリー
代表者名 代表取締役会長 木谷 高明
(JASDAQ コード 2 7 0 6)
問合せ先 取締役管理本部長 興津 吉繁
(TEL 03 5946 2824)

内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

【概要】

当社グループは、効率的な経営によって持続的な成長を維持することにより企業価値を高め、その成果をステークホルダーである顧客、取引先、株主及び従業員に適切に配分していくことを重要な経営課題と位置付けております。そのためには、よりよい経営組織や制度を整備し、効率的な運営を実現していくとともに、企業経営の適法性を常に意識し、役員・従業員が強い倫理観をもちながら、企業存続の最も基本的な部分であるコンプライアンスを確保するよう努めることが重要であります。

本決議は、上記のような業務の有効性、効率性及び適正性を確保するため、会社法第 362 条 5 項に基づき、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めたものであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社を取り巻く変化に迅速に対応し、さらに一部の独断専行が起こらないよう、原則として毎日代表取締役社長が主宰する「経営会議」または「連絡会議」を開催し、情報の共有化と重要事項の討議及び決済を行っております。また、この内容は毎月の取締役会において報告され、特に監査役のチェックを受けることで経営の透明性の向上を図っております。さらに業務の適正性を確保するため、以下のことを行っております。

- (1) 取締役は「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において定められた責任と執行の手続きに則り業務を行い、常に業務を見直し、改善していく努力をします。
- (2) 使用人は「報告・連絡・相談」を重視し、悪い情報ほど早く報告します。
- (3) 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、問題について指摘を行います。取締役は指摘された問題につき迅速に対応を行います。

- (4) 内部監査室は、代表取締役社長の直轄の組織として本社及び店舗に対し監査を実施し、問題のあった部署に対し改善を求めています。
- (5) コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図ります。
- (6) 社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持と向上を図ります。
- (7) 法的判断を要する案件については速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制をとります。
- (8) 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、内部通報者に不利益な扱いを行わない内部通報制度を構築します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有化するため、前述の「連絡会議」または「経営会議」を行い、リスク評価とその対応策を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は経営会議を経て取締役会に報告します。取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

財務経理部及び総務部は、取締役の職務の執行に係る情報（稟議書、取締役会及び経営会議など意思決定に係る情報）について、「稟議規程」、「文書取扱規程」等に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で記録・保存・管理することとします。

監査役は必要に応じて上記保存及び管理が関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、取締役会に報告します。

上記「稟議規程」及び「文書取扱規程」他関連規程は必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は自ら、年次経営計画に基づいた各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかどうかを「経営会議」において監督します。各事業部門担当取締役は、年次計画に対して実施すべき具体的な施策と、その実現に最適な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を経営会議において定期的に報告します。これにより、種々の変化に対応した施策及び効率的な業務遂行体制の構築と、それを阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また、代表取締役社長又は各事業部門担当取締役は、必要に応じ下部委員会を開催し、全社的な施策を展開していきます。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の管理は、代表取締役社長がこれを統括します。代表取締役社長は子会社との間の円滑な情報交換を促進するため、毎月子会社の状態及び業績について報告を受けるとともに、必要に応じて子会社の巡回を行います。また、代表取締役社長は定期的子会社の状況を経営会議において報告し、その業務の適正性について議論の対象とします。明らかになった問題については対応策を提起し、緊密な連携のもと改善を図っていきます。

また、グループの状況により当体制は随時見直しが行われるものとします。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとします。また、監査役を補助する期間中同使用人への指揮は監査役が行い、同使用人の評価、人事異動、給与等の改訂については監査役会の同意を得たうえで決定することで取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとします。

取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告するものとし、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

現在監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っておりますが、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合にはその他外部の専門家との連携を図れる環境を整えます。

以上